独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程(平成15年12月18日付15農畜機第1219号)一部改正新旧対照表(案)

#### 改正後

[平成15年12月18日付] [15農畜機第1219号] 改正 平成16年4月1日付15農畜機第3037号 平成17年4月1日付16農畜機第5536号 平成18年4月1日付17農畜機第4908号 平成19年4月1日付18農畜機第86号 平成20年4月1日付19農畜機第5072号 平成21年4月1日付20農畜機第4995号 平成22年4月1日付21農畜機第5320号 平成23年3月30日付22農畜機第5242号 平成23年6月○日付23農畜機第0000号

改正 平成16年4月1日付15農畜機第3037号 平成17年4月1日付16農畜機第5536号 平成18年4月1日付17農畜機第4908号 平成19年4月1日付18農畜機第86号 平成20年4月1日付19農畜機第5072号 平成21年4月1日付20農畜機第4995号 平成22年4月1日付21農畜機第5320号 平成23年3月30日付22農畜機第5242号

[平成15年12月18日付] [15農畜機第1219号]

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、農林水産大臣から指示された中期目標において明示されている食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定。以下「基本計画」という。)に係る具体的目標等を十分踏まえつつ、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年12月4日法律第126号)第10条第2号に基づく学校給食用牛乳供給事業及び畜産業振興事業、同条第4号に基づく野菜農業振興事業並びに同法附則第6条第1項に基づく砂糖生産振興事業(以下「補助事業」という。)を適正かつ円滑に実施するため、機構全体が同じ視点から補助事業を実施するに当たって特に留意すべき事項を業務執行規程として定め、これに基づき業務を行うものとする。

なお、基本計画に係る具体的目標は、次のとおりである。

#### (畜産関係)

農業者が希望を持って農業に従事し収益を上げることができる環境の 整備等に資すること

#### (野菜関係)

農業・農村の6次産業化の推進、消費者ニーズに即した商品の安定的な 供給、経営安定の確保等に資すること

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、農林水産大臣から指示された中期目標において明示されている食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定。以下「基本計画」という。)に係る具体的目標等を十分踏まえつつ、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年12月4日法律第126号)第10条第2号に基づく学校給食用牛乳供給事業及び畜産業振興事業、同条第4号に基づく野菜農業振興事業並びに同法附則第6条第1項に基づく砂糖生産振興事業(以下「補助事業」という。)を適正かつ円滑に実施するため、機構全体が同じ視点から補助事業を実施するに当たって特に留意すべき事項を業務執行規程として定め、これに基づき業務を行うものとする。

行

なお、基本計画に係る具体的目標は、次のとおりである。

#### (畜産関係)

農業者が希望を持って農業に従事し収益を上げることができる環境の 整備等に資すること

#### (野菜関係)

農業・農村の6次産業化の推進、消費者ニーズに即した商品の安定的な 供給、経営安定の確保等に資すること 改正後

(砂糖関係)

意欲ある多様な農業者による甘味資源作物の需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保を図るとともに、国内産糖の製造事業の経営の安定等に資すること

1 管理職、担当者等の職務等

(略)

- 2 事業実施主体に対する指導・管理
- (1) 事業実施主体の執行体制の確認

補助事業を適正に執行する体制を整備させるため、毎年度別紙様式第 1号により事業実施主体<u>(養豚経営安定対策事業の事業実施主体となった養豚事業者及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の事業実施主体となった肥育事業者(以下「生産者型事業実施主体」という。)を除く。)</u>に対し、事業担当者、責任者、事務処理経路及び決裁権限規程等を提出させる。

(2)機構が行う事業説明会

ア・イ (略)

ウ 会議の開催に際しては、事業の適正な実施に資するため、会議参加 者に対し会議内容に係るアンケートを実施する。

エ~カ (略)

- $(3) \sim (5)$  (略)
- 3 関係法令及び法令等違反の周知

(略)

4 審査基準

事業採択に係る審査に当たっては、次の(1)の要件を満たす事業実施主

(砂糖関係)

意欲ある多様な農業者による甘味資源作物の需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保を図るとともに、国内産糖の製造事業の経営の安定等に資すること

行

現

1 管理職、担当者等の職務等(略)

- 2 事業実施主体に対する指導・管理
- (1) 事業実施主体の執行体制の確認

補助事業を適正に執行する体制を整備させるため、毎年度別紙様式第 1号により事業実施主体に対し、事業担当者、責任者、事務処理経路及 び決裁権限規程等を提出させる。

(2)機構が行う事業説明会

ア・イ (略)

(新設)

ウ~オ (略)

- $(3) \sim (5)$  (略)
- 3 関係法令及び法令等違反の周知 (略)
- 4 審査基準

事業採択に係る審査に当たっては、次の(1)の要件を満たす事業実施主

#### 改正後

体から提出される事業実施計画等について、適正化法等関係法令、実施要綱等に基づく(2)に掲げる要件に照らして行う<u>とともに、別紙様式第5号</u>を添付の上、決裁を行うものとする。

なお、施設整備事業(事業内容に施設整備を含む事業。)については、 次の点に留意して、事業実施計画承認申請の前に機構に協議させる。

- ① 将来の産地振興を前提としたものについては、行政及び経済団体の その推進に向けての具体的な計画又は措置との整合性
- ② 受益者が特定されるような場合は、受益者の施設利用の意思
- ③ 施設の新設又はこれに相当する整備の場合は、周辺住民等を含む 関係者の意見
- (1)事業実施主体が具備すべき要件<u>(イ及びウについては、生産者型事業</u> 実施主体を除く。)

ア (略)

イ 事業を確実かつ適正に行う能力を有すること又は確実かつ適正な執 行を図るための役員の関与する事務処理体制が整備されていること

ウ 公募を実施する事業にあっては、応募した者のうち、理事長が別に 定める委員会において審査し、選定された者であること

#### (2)(略)

#### 5 事業達成状況の評価

事業実績確定後、次の事業区分に従い次の点に留意して、事業実施計画 等に対する達成状況について評価する。達成状況の具体的な評価について は、別途定めるものとする。

なお、やむを得ない場合を除き、事業実施計画等に沿った実施ができな かった事業については、その原因を究明し次年度の審査等に反映させる。

#### (1) 施設整備事業

#### ア・イ (略)

ウ 畜産業振興事業及び砂糖生産振興事業において費用対効果分析手法

#### 現 行

体から提出される事業実施計画等について、適正化法等関係法令、実施要綱等に基づく(2)に掲げる要件に照らして行う。

なお、施設整備事業(事業内容に施設整備を含む事業。)については、 次の点に留意して、事業実施計画承認申請の前に機構に協議させる。

- ① 将来の産地振興を前提としたものについては、行政及び経済団体の その推進に向けての具体的な計画又は措置との整合性
- ② 受益者が特定されるような場合は、受益者の施設利用の意思
- ③ 施設の新設又はこれに相当する整備の場合は、周辺住民等を含む 関係者の意見
- (1) 事業実施主体が具備すべき要件

#### ア (略)

イ 事業を確実かつ適正に行う能力を有すること又は確実かつ適正な執 行を図るための役員の関与する事務処理体制が整備されていること

ウ 公募を実施する事業にあっては、応募した者のうち、理事長が別に 定める委員会において審査し、選定された者であること

#### (2)(略)

#### 5 事業達成状況の評価

事業実績確定後、次の事業区分に従い次の点に留意して、事業実施計画 等に対する達成状況について評価する。達成状況の具体的な評価について は、別途定めるものとする。

なお、やむを得ない場合を除き、事業実施計画等に沿った実施ができな かった事業については、その原因を究明し次年度の審査等に反映させる。

#### (1) 施設整備事業

#### ア・イ (略)

ウ 畜産業振興事業及び砂糖生産振興事業において費用対効果分析手法

#### 改正後

を導入して設置した施設については、事後評価を行うため、施設の設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査を行うこと

- エ 設置後3年(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年)を経過したウの施設については、「畜産業振興事業の実施について」に基づいて事後評価を行うこと。ただし、理事長が必要と認める場合には、目標年を経過した後に再度事後評価を行うこと。
- (2) (略)
- 6 進行管理システム等
- (1) (略)
- (2) 進行管理システム

補助事業の進行管理は、次のとおり、「補助事業等管理台帳システム」を用いて行う。

ア (略)

イ 畜産需給部乳製品課長、畜産経営対策部交付業務課長、畜産振興部 管理課長、野菜需給部助成業務課長、野菜業務部直接契約課長及び特 産業務部特産製品課長は、アで入力された当該部の補助事業の進行状 況を毎月取りまとめの上、部長に速やかに報告する。

ウ (略)

7 (略)

#### 現 行

を導入して設置した施設については、事後評価を行うため、施設の設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査を行うこと

- エ 設置後3年(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年)を経過したウの施設については、「畜産業振興事業の実施について」に基づいて事後評価を行うこと。ただし、理事長が必要と認める場合には、目標年を経過した後に再度事後評価を行うこと。
- (2) (略)
- 6 進行管理システム等
- (1) (略)
- (2) 進行管理システム

補助事業の進行管理は、次のとおり、「補助事業等管理台帳システム」を用いて行う。

ア (略)

イ 畜産需給部乳製品課長、畜産経営対策部交付業務課長、畜産振興部 管理課長、野菜需給部助成業務課長、野菜業務部直接契約課長及び特 産業務部特産製品課長は、アで入力された当該部の補助事業の進行状 況を毎月取りまとめの上、部長に速やかに報告する。

ウ (略)

7 (略)

#### 改 正 後

別表

#### 補助事業の進行管理表

進行管理点	点検の視点	遅延時の対応	進行の標準
実施要綱の作成、通知	・関係先への速やか な通知 ・速やかな実施要綱 の策定及び国への届 け出	・通知の遅れ又は漏れ等が見られる場合 は、課長は担当者から原因を聴取し、文 書の管理体制の見直 しの実施	・関係先への通知は、 決裁後5業務日以内
事業実施主体の要領の承認	・実施要綱通知後、 速やかな団体要領承 認申請の接受 ・速やかな承認	申請が遅れている場合は、担当者は事業 実施主体から理由対応 を取し、早急にとと に、課長への報告	・事業実施主体から 申請を接受後、10業 務日以内 (※1)
事業実施計画の承認 等 (基金事業を含む。)	・速やかな事業実施 計画承認申請の接 受、承認	同上	・事業実施主体から 申請を接受後、10業 務日以内 (※1)
補助金交付決定	・提出期限までに交付申請の接受 ・速やかな交付決定	申請が遅れる事業れる事業 相当者は主体に求める。 地主体に求める。 地に求める。 はないと は遅いと 関係の は 場合は 関係の を して の の を して の の の の の の の の の の の の の の の の の の	・理事長の定める期 限までに接受 ・事業を強主体から 申請を接受後、10業 務日以内 (※1)
概算払い	・支払いに間に合う 申請書の接受 ・事業の進捗状況	・事業実施主場体合は、事業遅れた場体に応見ない。 事業遅れた場体に応見ない。 事業遅れに連絡に遅れて連邦での進歩に場合には ・事認められ対応に場りました対応に、 は、するとともは、 長への報告	・機構の補助金支払 日の5業務日前まで に接受 ・承認した事業計画 における実施時期 (※1) (※2)
実績報告等 (基金管理状況報告 を含む。)	・提出期限までに報告書の接受 ・速やかな補助金の額の確定等及び農林 水産大臣への報告	・報告が遅れている 場合は、担当者は事 業実施主し、早急に対 応を指示するとと に、課長への報告	・事業終了後1カ月 又は交付決定のあった年度の翌年度の翌年月20日のいずれか早 い期日 ・基金事業にあっては、事業を実施した翌年度の4月30日 (※3)

- ※1 複数の事業実施主体を対象とする事業にあっては、随時、担当課長が判断する。
- 2 生産者型事業実施主体に係る補助事業を除く。
- 3 複数の事業実施主体を対象とする事業及び年度末まで実施する事業等、実績の確定が年度 末までに実施できない事業にあっては、随時、担当部長が判断する。
- 4 接受とは、内容等に問題がない適正な申請書等の受理をいう。

別表

#### 補助事業の進行管理表

行

現

進行管理点	点検の視点	遅延時の対応	進行の標準
実施要綱の作成、通知	・関係先への速やかな通知 ・速やかな実施要綱 の策定及び国への届 け出	・通知の遅れ又は漏れ等が見られる場合は、課長は担当者から原因を聴取し、直書の管理体制の見直しの実施	・関係先への通知は、 決裁後5業務日以内
事業実施主体の要領の承認	・実施要綱通知後、 速やかな団体要領承 認申請の接受 ・速やかな承認	申請が遅れている場合は、担当者は事業 実施主体から理由対応 を指示するととと に、課長への報告	・事業実施主体から 申請を接受後、10業 務日以内 (※1)
事業実施計画の承認 等 (基金事業を含む。)	・速やかな事業実施 計画承認申請の接 受、承認	同上	・事業実施主体から 申請を接受後、10業 務日以内 (※1)
補助金交付決定	・提出期限までに交付申請の接受 ・連やかな交付決定	申請が遅れる事業は担当者は事業を施主体に求める。事を記述を理由がなる。まないは現立がなる。まないは現でいた。といいは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	・理事長の定める期 限までに接受 ・事業を接受を、10業 務日以内 (※1)
概算払い	・支払いに間に合う 申請書の接受 ・事業の進捗状況	・事業実体の申請が遅れた場合に、 事業遅れた場合にした し、遅れに相応した 支払日本の連歩に遅れ が事業められ対応と場合 は、するとともに、 長への報告	・機構の補助金支払日の5業務日前までに接受・承認した事業計画における実施時期(※1)
実績報告等 (基金管理状況報告 を含む。)	・提出期限までに報告書の接受 ・速やかな補助金の 額の確定等及び農林 水産大臣への報告	・報告が遅れている 場合は、推当者は事 業実施主体・理急に対 応を指示するとと に、課長への報告	・事業終了後1カ月 又は交付決定のあった年度の翌年度の4 月20日のいずれか早い期日 ・基金事業にあって は、事業を実施した 翌年度の4月30日 (※2)

- ※1 複数の事業実施主体を対象とする事業にあっては、随時、担当課長が判断する。
- 2 複数の事業実施主体を対象とする事業及び年度末まで実施する事業等、実績の確定が年度 末までに実施できない事業にあっては、随時、担当部長が判断する。
- 3 接受とは、内容等に問題がない適正な申請書等の受理をいう。

改 正 後	現 行
別紙様式第1号~第4号 (略)	別紙様式第1号~第4号 (略)
別紙様式第5号	(新設)
補助事業の採択に係る審査基準チェックシート (施設整備事業用)	(**)   X/
【事業名 <u></u>	
【事業実施主体名】	
<u>審査項目</u> <u>審査の実施</u> <u>備考</u>	
1 事業実施主体が具備すべき要件	
(1)独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条	
等の規定に基づく基準への合致の有無)	
(2) 事業を確実かつ適正に行う能力を有すること又は	
確実かつ適正な執行を図るための役員の関与する事 務処理体制が整備されていること	
(事業実施主体の執行体制報告書の有無)	
(3) 公募実施事業については、審査委員会において審	
<u> 査・選定された者であることの確認</u>	
2 事業実施計画等	
(1) 事業の趣旨に照らし事業目的が適当なものである	
<u> </u>	
(2) 事業を実施することにより事業目的が達成できる	
見込みがあること	
(3) 類似の既存施設があり、そのスクラップアンドビ ルドの場合は、スクラップが行われること	
(4) 施設の改良、増築等については、機能の単純更新	
等による補助にならないこと	
(5) 施設の規模及び構造が事業目的に沿って適切な水	
<u>準であること</u>	
(6)納税者及び消費者の視点に立ち、効率的で無駄の	
<u>ないものであること</u>	
(7) 畜産業振興事業にあっては、「畜産業振興事業の実	
施について」の別表第1に掲げる事業については、 施設整備について効果が費用を上回っていること	
<u>爬設整備についく効果が賃用を上回っていること</u> (8) 畜産業振興事業にあっては、「畜産業振興事業の実	
施について」の別表第3に掲げる事業については、	
原則として費用がコスト分析の基準の額又は水準を	
上回っていないこと	
(9) 施設を導入するに当たり、競争原理が導入されて	
<u>いること</u>	
3 実施要綱に基づく補助要件の確認	
(注) 1 「審査の実施」欄には、実施した場合は「 <b>レ</b> 」を記入すること。	
<u>2</u> <u>該当しない場合は「―」を記入する。</u>	

	 改 正 後				
別紙様式領					
71.1/10/13/14/2	<u> 補助事業の採択に係る審査基準チェックシート</u> (施設整備署	事業以外の事業月	目)		
【事 氵	業 名 <u></u>	7- NC+2/1 - 2 - 7/1/	137		
	三三二				
ſ	審査項目	審査の実施	備考		
•	<u>毎年次日</u> 1 事業実施主体が具備すべき要件	<u>番耳の天旭</u>	畑つ		
	(1)独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条 等の規定に基づく基準への合致の有無)				
•					
	(2) 事業を確実かつ適正に行う能力を有すること又は				
	確実かつ適正な執行を図るための役員の関与する事				
	務処理体制が整備されていること				
	(事業実施主体の執行体制報告書の有無)				
	(3) 公募実施事業については、審査委員会において審				
	査・選定された者であることの確認				
	2 事業実施計画等				
	(1) 事業の趣旨に照らし事業目的が適当なものである				
	<u> 그 と</u>				
	(2)事業目的を達成するために必要な事業内容であり、				
	かつ、経費の積算が適正なものであること				
	(3)納税者及び消費者の視点に立ち、効率的で無駄の				
	ないものであること				
	(4) コスト分析手法を導入している事業 (「畜産業振興				
	事業の実施について」の別表4に掲げる事業及び「野				
	菜農業振興事業の実施について」の別表 2 に掲げる				
	事業) については、原則として費用がコスト分析の				
	(5)目標設定・評価の対象とする事業内容 (「畜産業振				
	興事業の実施について」の5の(2))については、				
	達成すべき成果目標に係る具体的数値目標を設定し				
	ていること				
	(6)業務の委託については、自ら実施する場合との総				
	合コストの適正な比較及び委託候補業者の専門性の				
	検討を行うとともに、業者等の選定方法及び委託費				
	が適正なものであること				
	3 実施要綱に基づく補助要件の確認				
		よきコートフェリ	_		
-	(注) 1 「審査の実施」欄には、実施した場合は「レ」	を記入すること	-0_		
	2 該当しない場合は「─」を記入する。				

附 則 (平成 23 年〇月〇日付 23 農畜機第 0000 号) この規程の改正は、平成 23 年〇月〇日から施行する。

# ○独立行政法人農畜産業振興機構の 補助事業に関する業務執行規程(案)

[平成15年12月18日付] [15農畜機第1219号]

改正 平成16年4月1日付15農畜機第3037号 平成17年4月1日付16農畜機第5536号 平成18年4月1日付17農畜機第4908号 平成19年4月1日付18農畜機第86号 平成20年4月1日付19農畜機第5072号 平成21年4月1日付20農畜機第4995号 平成22年4月1日付21農畜機第5320号 平成23年3月30日付22農畜機第5242号 平成23年6月○日付23農畜機第0000号

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、農林水産大臣から指示された中期目標において明示されている食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定。以下「基本計画」という。)に係る具体的目標等を十分踏まえつつ、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年12月4日法律第126号)第10条第2号に基づく学校給食用牛乳供給事業及び畜産業振興事業、同条第4号に基づく野菜農業振興事業並びに同法附則第6条第1項に基づく砂糖生産振興事業(以下「補助事業」という。)を適正かつ円滑に実施するため、機構全体が同じ視点から補助事業を実施するに当たって特に留意すべき事項を業務執行規程として定め、これに基づき業務を行うものとする。

なお、基本計画に係る具体的目標は、次のとおりである。

#### (畜産関係)

農業者が希望を持って農業に従事し収益を上げることができる環境の整備等に資すること

#### (野菜関係)

農業・農村の6次産業化の推進、消費者ニーズに即した商品の安定的な 供給、経営安定の確保等に資すること

#### (砂糖関係)

意欲ある多様な農業者による甘味資源作物の需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保を図るとともに、国内産糖の製造事業の経営の安定等に資すること

1 管理職、担当者等の職務等

- (1) 事業の円滑かつ適正な執行を確保するため、補助事業ごとに機構の担当者を定め、ホームページ等で事業関係者に周知させる。
- (2) 担当者は、次の2から7に定める事項について業務の進捗に合わせて 点検する。また、担当者は、点検の際、判断に迷う場合は、課長と相談 する。

なお、必要に応じ副担当者を置いて担当者を補佐する。

(3) 課長は、課内のすべての業務を掌理し、業務執行についての課内の統一性の確保に留意しつつ、課員に対し事務処理方針について指示する等、責任ある進行管理に努める。また、課長は、担当者の点検結果について、その妥当性を判断し、必要に応じ、部長及び農林水産省と協議の上指示を行う。

また、課長は、複数の課と関連する事業については、相互に連携を取り、当該事業の進行を適正に管理する。

なお、調査役は、課長を補佐する。

(4) 部長は、部内のすべての業務を掌理し、業務執行についての、部内の 統一性の確保に留意しつつ、課長に対し相談への対応を含め事務処理方 針を指示する等、責任ある事業執行に努める。また、円滑な事業執行の ため、農林水産省との連絡調整に努める。

なお、審査役は、部長を補佐する。

- (5)総括調整役は、担当理事を補佐し、必要に応じ事務処理方針を部長などに指示する等責任ある業務執行に努める。
- (6) 担当理事は、担当部内のすべての業務を掌理し、事務処理に関する基本的方針を総括調整役、部長などに指示し、必要に応じ新たな指示を行う等責任ある業務執行に努める。
- 2 事業実施主体に対する指導・管理
- (1) 事業実施主体の執行体制の確認

補助事業を適正に執行する体制を整備させるため、毎年度別紙様式第 1号により事業実施主体(養豚経営安定対策事業の事業実施主体となった養豚事業者及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の事業実施主体となった肥育事業者(以下「生産者型事業実施主体」という。)を除く。)に対し、事業担当者、責任者、事務処理経路及び決裁権限規程等を提出させる。

(2)機構が行う事業説明会

ア 新規事業にあっては、事業の趣旨、内容等の周知徹底を図るため、 事業実施主体に対する事業説明会を開催し、事業実施主体の確実な参 加を求める。継続事業にあっても、事業内容等に変更があった場合には、その変更内容等の周知徹底を図るため、必要に応じ事業実施主体に対する事業説明会を開催する。

- イ 会議資料はあらかじめ部内で検討して作成し、可能な限り事前に会 議参加者に配布する。
- ウ 会議の開催に際しては、事業の適正な実施に資するため、会議参加 者に対し会議内容に係るアンケートを実施する。
- エ 事業説明会の終了後、別紙様式第2号に基づき会議議事録を作成し 事業実施主体と共有する。
- オ 事業説明会終了後、説明内容に変更があった場合には、事業実施主体に対する変更事由を含めた変更内容の周知徹底を文書等により行う。
- カ事業説明会の開催は、できる限り早期かつ集中的な実施に努める。
- (3) 事業実施主体が行う事業説明会
  - ア 事業実施主体が行う全国規模の事業説明会には、原則参加するとと もに、ブロック単位の事業説明会にも可能な限り参加し、事業実施主 体等と連携を図りつつ、事業説明会の効率的な開催を求める。
  - イ 会議資料等については、事業実施主体に機構との事前の協議を求める。
  - ウ 事業実施主体に事業説明会の議事録を別紙様式第2号に基づき作成・報告させる。
  - エ 事業説明会終了後、説明内容に変更があった場合には、事業実施主体に、事業関係者に対する変更事由を含めた変更内容の周知徹底を文書等により行わせる。

#### (4)巡回指導

ア 事業進行の遅れている案件、補助金等に係る予算の執行の適正化に 関する法律(昭和30年8月27日法律第179号。以下「適正化法」という。) 及び実施要綱上問題となる可能性がある案件等現地指導が必要と認め られる場合は、巡回指導を行う。

なお、間接補助事業者等に対する巡回指導については、事業実施主 体に同行する形で行う。

- イ 巡回指導における指導事項はあらかじめ部内で検討する。
- ウ 巡回指導における指導事項は、機構、事業実施主体及び間接補助事業者の間で文書にして共有する。
- エ 巡回指導により事業実施体制等の改善を指示した場合には、事業実

施主体から具体的な改善策について報告させる。

- (5) 事業実施主体からの照会事項への対応
  - ア 事業実施主体に事業執行上の疑義がある場合は、機構に別紙様式第 3号により照会させる。
  - イ 事業実施主体への間接補助事業者からの照会事項については、文書 で保存させる。なお、このうち疑義のあるものについては、機構に文 書で照会させる。
  - ウ 事業実施主体からの照会事項のうち、重要なものについては業務監査室に協議の上、必要に応じ農林水産省と協議し、別紙様式第4号により回答する。さらに、事業の適正実施を確保する上で必要と認める場合には、照会事項及びその回答について文書、ホームページ等で周知徹底を図る。
- 3 関係法令及び法令等違反の周知
- (1) 適正化法等関係法令について、業務規程集、ホームページ等で周知させる。
- (2)会計検査院法(昭和22年4月19日法律第73号)第25条に基づく実地検査において問題点の指摘を受けた事例については、重要と認められる場合には、当該事例の概要及びその改善策等について関係事業実施主体に文書等で周知し、事業の適正執行の確保を図る。
- (3)会計検査院の日本国憲法第90条に基づく検査報告については、当該事業実施主体に対する指導のほか、必要に応じ同様の事業を実施している事業実施主体に対し、当該事例の概要及びその改善策等について文書等で周知し、再発防止を図る。
- (4) 適正化法等法令違反があった場合、その措置等について、必要に応じ 同様の事業を実施している事業実施主体に対し、当該事例の概要及びそ の改善策等について文書等で周知し、再発防止を図る。また、これらの 措置を業務監査室に報告する。

#### 4 審查基準

事業採択に係る審査に当たっては、次の(1)の要件を満たす事業実施主体から提出される事業実施計画等について、適正化法等関係法令、実施要綱等に基づく(2)に掲げる要件に照らして行うとともに、別紙様式第5号を添付の上、決裁を行うものとする。

なお、施設整備事業(事業内容に施設整備を含む事業。)については、次 の点に留意して、事業実施計画承認申請の前に機構に協議させる。

① 将来の産地振興を前提としたものについては、行政及び経済団体の

その推進に向けての具体的な計画又は措置との整合性

- ② 受益者が特定されるような場合は、受益者の施設利用の意思
- ③ 施設の新設又はこれに相当する整備の場合は、周辺住民等を含む関係者の意見
- (1) 事業実施主体が具備すべき要件(イ及びウについては、生産者型事業 実施主体を除く。)
  - ア 畜産業振興事業を実施するに当たっては、独立行政法人農畜産業振 興機構法施行規則(平成15年9月30日農林水産省令第103号)第2条の 規定に基づく基準等に合致していること
  - イ 事業を確実かつ適正に行う能力を有すること又は確実かつ適正な執 行を図るための役員の関与する事務処理体制が整備されていること
  - ウ 公募を実施する事業にあっては、応募した者のうち、理事長が別に 定める委員会において審査し、選定された者であること
- (2) 事業実施計画等

#### ア 施設整備事業

- (ア) 事業の趣旨に照らし当該事業実施計画の目的が適当なものである こと
- (イ)事業を実施することにより当該事業実施計画の目的が確実に達成 できる見込みがあること
- (ウ)類似の既存施設があり、そのスクラップアンドビルドの場合は、 スクラップが行われること
- (エ) 施設の改良、増築等については、機能の単純更新等による補助に ならないこと
- (オ) 施設の規模及び構造が当該事業実施計画の目的に沿って適正な水 準であること
- (カ)納税者及び消費者の視点に立ち、効率的で無駄のないものである こと
- (キ) 畜産業振興事業の実施について(平成15年10月1日15農畜機第48号)の別表第1に掲げる事業については、施設整備について効果が費用を上回っていること
- (ク) 畜産業振興事業の実施についての別表第3に掲げる事業については、原則として費用がコスト分析の基準の額又は水準を上回っていないこと
- (ケ) 施設を導入するに当たり、競争原理が導入されていること

#### イ 施設整備事業以外の事業

- (ア) 事業の趣旨に照らし当該事業実施計画の目的が適当なものである こと
- (イ)事業実施計画の目的を達成するために必要な事業実施内容であり、 かつ、経費の積算が適正なものであること
- (ウ)納税者及び消費者の視点に立ち、効率的で無駄のないものである こと
- (エ) コスト分析手法を導入している事業(畜産業振興事業の実施についての別表第4に掲げる事業、野菜農業振興事業の実施について(平成20年4月1日19農畜機第4798号)の別表2に掲げる事業及び砂糖生産振興事業であって砂糖生産振興事業における事業の採択基準等について(平成16年9月15日16農畜機第2644号)の別表に掲げる事業以外のもの)については、原則として費用がコスト分析の基準の額又は水準を上回っていないこと
- (オ)目標設定・評価の対象とする事業内容(畜産業振興事業の実施についての5の(2)及び砂糖生産振興事業における事業の採択基準等についての第2の3により採択を行うもの)については、達成すべき成果目標に係る具体的数値目標を設定していること(ただし、新規事業は除く。)
- (カ)業務の委託については、自ら実施する場合との総合コストの適正 な比較及び委託候補業者の専門性の検討を行うとともに、業者等の 選定方法及び委託費が適正なものであること

#### 5 事業達成状況の評価

事業実績確定後、次の事業区分に従い次の点に留意して、事業実施計画等に対する達成状況について評価する。達成状況の具体的な評価については、別途定めるものとする。

なお、やむを得ない場合を除き、事業実施計画等に沿った実施ができなかった事業については、その原因を究明し次年度の審査等に反映させる。

#### (1) 施設整備事業

- ア 事業実施計画等で承認した内容及びスケジュール等に基づき遂行され、事業が終了したことの確認を行うこと
- イ 施設整備については、その完了後、5年間施設の運営状況の報告を 提出させること。また、その間、稼働状況の低い施設については、稼 働率の向上に向けた指導を行うこと
- ウ 畜産業振興事業及び砂糖生産振興事業において費用対効果分析手法

を導入して設置した施設については、事後評価を行うため、施設の設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査を行うこと

エ 設置後3年(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年)を経過したウの施設については、「畜産業振興事業の実施について」に基づいて事後評価を行うこと。ただし、理事長が必要と認める場合には、目標年を経過した後に再度事後評価を行うこと。

#### (2) 施設整備事業以外の事業

#### ア 奨励金交付等事業

事業の趣旨に沿って事務が的確かつ迅速に実施され、奨励金等が事業実施主体から間接補助事業者等に交付されたことの確認を行うこと

#### イ 基金造成事業

基金事業の資金の管理及び運用状況が適切であることを確認すること。また、基金を取り崩して実施する事業内容に応じ、(1)並びに(2)のア及びウの確認事項等も行うこと

畜産業振興事業については、決算上の不用理由の分析を行うととも に、造成された基金について、定期的に見直しを行うこと

#### ウ その他の事業

事業実施計画等で承認した内容及びスケジュール等に基づき事業が 遂行され、事業が終了したことの確認を行うこと

なお、目標設定・評価の対象とする事業内容について、その実績を 確認した上で評価を行うこと

#### 6 進行管理システム等

#### (1) 進行管理

実施要綱の通知等、事業実施主体の要領の承認、事業計画の承認等、 補助金交付決定、概算払い、実績報告等における点検の視点、遅延時の 対応、進行の標準については、別表の「補助事業の進行管理表」に基づ き行う。

#### (2) 進行管理システム

補助事業の進行管理は、次のとおり、「補助事業等管理台帳システム」 を用いて行う。

- ア 担当者は、毎月の事業の進捗状況を翌月の10日までに同システムに 入力する。
- イ 畜産需給部乳製品課長、畜産経営対策部交付業務課長、畜産振興部 管理課長、野菜需給部助成業務課長、野菜業務部直接契約課長及び特

産業務部特産製品課長は、アで入力された当該部の補助事業の進行状況を毎月取りまとめの上、部長に速やかに報告する。

ウ 畜産関係の補助事業にあっては、畜産振興部の管理課長は、畜産業振興事業全体の進行状況を、毎月取りまとめの上、畜産振興部長に速やかに報告する。野菜関係の補助事業にあっては、野菜需給部の助成業務課長は、野菜農業振興事業全体の進行状況を、毎月取りまとめの上、野菜需給部長に速やかに報告する。

#### 7 事業の公表

(1) 実施要綱等の公表

当該年度に実施する補助事業の実施要綱等については、当該事業関係者に配布するとともに、機構のホームページに掲載する。

(2) 事業概要の公表

主要な事業の概要については、次の事項を機構のホームページで公表 する。

- ① 事業の目的
- ② 事業内容の概要
- ③ 事業実施主体
- ④ 補助率
- ⑤ 予算額
- ⑥ 事業実施期間
- (3) 採択した事業の概要の公表

採択した事業の概要については、その都度次の事項を機構のホームページで公表する。

- ① 事業実施主体
- ② 事業内容
- ③ 事業実施期間
- ④ 事業実施地域
- (4) 資金の流れ等の公表

次の事項を機構のホームページ等で定期的に公表する。

- ① 事業実施主体から補助を受けた者の団体名、金額及び実施時期
- ② 生産者等に支給された補助金の事業別・地域別の総額
- ③ 機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況及び今後の 使用見込み
- ④ 事業実施主体を経由して機構から間接的な交付を受けた補助金による基金の保有状況及び今後の使用見込み

附則

この規程は、平成15年12月18日から施行する。 附 則(平成16年4月1日付15農畜機第3037号) この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成17年4月1日付16農畜機第5536号) この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成18年4月1日付17農畜機第4908号) この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。 附 則(平成19年4月1日付18農畜機第86号) この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成20年4月1日付19農畜機第5072号) この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成21年4月1日付20農畜機第4995号) この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 (平成22年3月30日付21農畜機第5320号) この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。 附 則(平成23年3月30日付22農畜機第5242号) この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。 附 則(平成23年○月○日付23農畜機第0000号) この規程の改正は、平成23年〇月〇日から施行する。

#### 補助事業の進行管理表

進行管理点	点検の視点	遅延時の対応	進行の標準
実施要綱の作成、通 知	・関係先への速やかな通知・速やかな実施要綱の策定及び国への届け出	・通知の遅れ又は漏れ等が見られる場合は、課長は担当者から原因を聴取し、文書の管理体制の見直しの実施	・関係先への通知は、 決裁後5業務日以内
事業実施主体の要領の承認	・実施要綱通知後、 速やかな団体要領承 認申請の接受 ・速やかな承認	申請が遅れている場合は、担当者は事業 実施主体から理由を 聴取し、早急に対応 を指示するととも に、課長への報告	・事業実施主体から 申請を接受後、10業 務日以内 (※1)
事業実施計画の承認 等 (基金事業を含む。)	・速やかな事業実施 計画承認申請の接 受、承認	同上	・事業実施主体から 申請を接受後、10業 務日以内 (※1)
補助金交付決定	・提出期限までに交付申請の接受 ・速やかな交付決定	申請が遅れる場合は、担当者は事業は、担当者は早急ないる。 対応を求める。課長は遅延地を求める。 は遅延と認めがやいる。 はよいと認めがられる。 場合は期限の延長を 措置	・理事長の定める期限までに接受 ・事業実施主体から申請を接受後、10業 務日以内 (※1)
概算払い	・支払いに間に合う申請書の接受・事業の進捗状況	・事業実施主体の申請が遅れた場合は、事業実施主体に対し、事業実施主体に対し、遅れに相応した支払日の連絡・事業の進捗に遅れが認められる場合は、早急に対応を指示するとともに、課長への報告	・機構の補助金支払 日の5業務日前まで に接受 ・承認した事業計画 における実施時期 (※1) (※2)
実績報告等 (基金管理状況報告 を含む。)	・提出期限までに報告書の接受 ・速やかな補助金の額の確定等及び農林 水産大臣への報告	・報告が遅れている 場合は、担当者は事 業実施主体から理由 を聴取し、早急に対 応を指示するととも に、課長への報告	・事業終了後1カ月 又は交付決定のあっ た年度の翌年度の4 月20日のいずれか早 い期日 ・基金事業にあって は、事業を実施した 翌年度の4月30日 (※3)

- ※1 複数の事業実施主体を対象とする事業にあっては、随時、担当課長が判断する。
  - 2 生産者型事業実施主体に係る補助事業を除く。
  - 3 複数の事業実施主体を対象とする事業及び年度末まで実施する事業等、実績の確定が年度 末までに実施できない事業にあっては、随時、担当部長が判断する。
  - 4 接受とは、内容等に問題がない適正な申請書等の受理をいう。

#### 別紙様式第1号

平成 年度独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する執行体制について

番 号 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長

事業実施主体名

会長 印

平成 年度における独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する執行体制については、下記のとおり予定しておりますので、報告します。

#### 1 事業担当者等氏名

	事未追出任守八石							
	事業名	担当者			事業責任者			備考
		所属	氏名	連絡先・FAX・電 子メール	役 職	氏名	連絡先	
				子メール	名			
1		1						
		2						
2		1						
		2						
3		1						
		2						
•								

注1:①及び②にはそれぞれ正副の担当者及び事業責任者を記入すること。

2:担当者等に変更があった場合は、速やかに再提出すること。

- 2 事業執行体制
  - (1) 事業の実施体制
  - (2) 決裁経路

注 1:組織及び職員配置表を添付のこと。(嘱託、臨時職員がわかるように特記)

2:常勤、非常勤役員との関係を明確に記載すること。

3 決裁権限規程等

### ○○会議に係る議事の概要

1. 会議名 : ○○○○事業に係る全国会議

2. 主催者 : 全国〇〇〇協会

3. 開催日時 : 平成○年○月○日午後○時○○分から○時まで

4. 開催場所 : ○○○会議室

5. 参加者 : 参加者名簿のとおり

6. 議事内容

主な議題(会議資料の議事次第のとおり) 特に、重点的に説明した事項があれば、その概要を記述する。

#### 7. 質疑応答内容

参加者がどのような趣旨で質問し、誰がどのように回答したかを、簡潔 明瞭に記述する。

(○○県協会)

(全国協会)

(△△県協会)

(全国協会)

•

•

•

担当部署名:

連 絡 先:

作 成 者:

### 別紙様式第3号

機構 へ の 照 会 に つ い て (事業実施主体名: )

1. 照会年月日: 平成 年 月 日

2. 照 会 者 名:所属 担当者名

3. 機構への照会先:担当課 担当者名

4. 照 会 件 名:○○○○○○○○に係る照会について

#### 5. 照会の内容等

り、		⇒☆	
区	分	説	明
照 会 の 内	容(※1)		
事業実施主体の	対処方針案		

(※1) 疑義のある主体、行為、関係者、事項等についての明確に記載する。

#### 参考

間接補助事業者からの照会文があれば添付すること。

### 別紙様式第4号

機構への照会の回答について

1. 回答年月日: 平成 年 月 日

2. 回 答 者 名:所属 担当者名

3. 照会への回答先:担当課 担当者名

4. 回 答 件 名:○○○○○○○○に係る照会の回答について

5. 回答の内容等

	又		分	ř	説	明
口	答	$\mathcal{O}$	内	容		

(注) 間接補助事業者への回答は、事業実施主体を経由して回答すること。

## 別紙様式第5号

### 補助事業の採択に係る審査基準チェックシート(施設整備事業用)

## 【事業名】

## 【事業実施主体名】

(担当者)

審查項目	審査の実施	備考
1 事業実施主体が具備すべき要件		
(1)独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条		
等の規定に基づく基準への合致の有無)		
(2)事業を確実かつ適正に行う能力を有すること又は		
確実かつ適正な執行を図るための役員の関与する事		
務処理体制が整備されていること		
(事業実施主体の執行体制報告書の有無)		
(3) 公募実施事業については、審査委員会において審		
査・選定された者であることの確認		
2 事業実施計画等		
(1) 事業の趣旨に照らし事業目的が適当なものである		
こと		
(2) 事業を実施することにより事業目的が達成できる		
見込みがあること		
(3)類似の既存施設があり、そのスクラップアンドビ		
ルドの場合は、スクラップが行われること		
(4) 施設の改良、増築等については、機能の単純更新		
等による補助にならないこと		
(5)施設の規模及び構造が事業目的に沿って適切な水		
準であること		
(6)納税者及び消費者の視点に立ち、効率的で無駄の		
ないものであること		
(7)畜産業振興事業にあっては、「畜産業振興事業の実		
施について」の別表第1に掲げる事業については、		
施設整備について効果が費用を上回っていること		
(8) 畜産業振興事業にあっては、「畜産業振興事業の実		
施について」の別表第3に掲げる事業については、		
原則として費用がコスト分析の基準の額又は水準を		
上回っていないこと		
(9) 施設を導入するに当たり、競争原理が導入されて		
いること		
3 実施要綱に基づく補助要件の確認		

- (注) 1 「審査の実施」欄には、実施した場合は「 $\boldsymbol{\nu}$ 」を記入すること。
  - 2 該当しない場合は「一」を記入する。

## 補助事業の採択に係る審査基準チェックシート (施設整備事業以外の事業用)

## 【事業名】

【事業実施主体名】

(担当者)

審査項目	審査の実施	備考
1 事業実施主体が具備すべき要件		
(1)独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条		
等の規定に基づく基準への合致の有無)		
(2) 事業を確実かつ適正に行う能力を有すること又は		
確実かつ適正な執行を図るための役員の関与する事		
務処理体制が整備されていること		
(事業実施主体の執行体制報告書の有無)		
(3) 公募実施事業については、審査委員会において審		
査・選定された者であることの確認		
2 事業実施計画等		
(1) 事業の趣旨に照らし事業目的が適当なものである		<u>-</u>
こと		
(2)事業目的を達成するために必要な事業内容であり、		
かつ、経費の積算が適正なものであること		
(3)納税者及び消費者の視点に立ち、効率的で無駄の		
ないものであること		
(4)コスト分析手法を導入している事業(「畜産業振興		
事業の実施について」の別表4に掲げる事業及び「野		
菜農業振興事業の実施について」の別表2に掲げる		
事業)については、原則として費用がコスト分析の		
基準の額又は水準を上回っていないこと		
(5)目標設定・評価の対象とする事業内容(「畜産業振		
興事業の実施について」の5の(2))については、		
達成すべき成果目標に係る具体的数値目標を設定し		
ていること		
(6)業務の委託については、自ら実施する場合との総		
合コストの適正な比較及び委託候補業者の専門性の		
検討を行うとともに、業者等の選定方法及び委託費		
が適正なものであること		
3 実施要綱に基づく補助要件の確認		

- (注) 1 「審査の実施」欄には、実施した場合は「 $\boldsymbol{\nu}$ 」を記入すること。
  - 2 該当しない場合は「一」を記入する。